

3 教育の振興

提案先省庁	内閣官房、文部科学省
-------	------------

提案事項

(1) きめ細かな教育の推進等

- ① 学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応できるよう、習熟の状況に応じた指導など、きめ細かな教育を行うための教員加配や定数改善を推進すること。
- ② 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数を拡充すること。
- ③ 義務教育費国庫負担金については、地方に負担を転嫁することなく、国の責務として必要な財源を確保すること。
- ④ 教員の再任用制度を円滑に運用できるよう、若手職員の育成を担う新たなスタッフ職を設置するなど、勤務の特殊性を考慮し、別枠の定数を確保すること。
- ⑤ 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや業務アシスタントなどの支援員等の配置に係る財政措置の拡充を図ること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 小学校第1学年、第2学年は、きめ細かな指導を実施するための定数が確保されているが、第3学年以上は、十分確保されていない。
- 通級による指導を希望する児童生徒が年々増加しているが、教員加配により早期からの指導の充実が図られ、学校の落ち着きに効果が見られる。
- 年金の支給開始年齢の引上げに伴い再任用者が増えているが、教員の勤務は担任や学校行事の指導など体力を要する場面も多いことから、他の教員と同様の配置が困難なケースも増えている。また、今後、短時間勤務による再任用を希望する教員が増えると、短時間勤務の者が学級担任を持たざるを得なくなり、特に小学校では学校運営に支障が生じることが予想される。
- 発達障害等の児童生徒の増加やいじめ・不登校等の未然防止・早期対応など、学校の抱える課題が多様化・複雑化しており、本県では専門スタッフや支援員等を配置するとともに、教員の勤務負担軽減の取組を実施しているが、教員の長時間勤務が常態化している。

課題

- 教員が子どもと向き合う時間の確保や習熟の状況に応じた指導、アクティブ・ラーニングなど、きめ細かで質の高い教育の推進のため、教員加配や定数改善を進める必要がある。
- 通級による指導を希望する児童生徒が増加しているが、それに対応する十分な教員数が確保できていない。
- 再任用教員は、担任や学校行事での指導などに必要な体力面での不安がある一方で、新採用者の指導などベテラン教員としての活躍が期待される面もある。再任用教員がこれまで培った力を発揮し、学校が組織力をより高めていくため、新たなスタッフ職の設置が望まれる。
- 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、専門スタッフや支援員等の更なる配置拡大が必要であるが、限られた県予算の中では十分な対応が困難であり、財政措置の拡充が求められる。

提案事項

(2) 学習指導要領改訂に伴う新たな教育内容や指導方法への対応

道徳や小学校英語の教科化、プログラミング教育、主体的・対話的で深い学びの導入など、新たな教育内容や指導方法に対応するための教員研修を充実するとともに、環境整備などに必要な財政措置を講じること。**新規**

(提案の理由)

現状

- 学習指導要領の改訂により、道徳、小学校英語が教科化されるとともに、小学校においてプログラミング教育が必修化される。
- 道徳の指導方法や指導体制等に関する研究を通じ、授業改善を進めている。
- 小学校の外国語活動の充実に向けた研修等を通じ、授業改善を進めている。
- 小学校でのプログラミング教育の必修化に向け、大学と連携した指導方法の研究等に取り組んでいる。
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの学習・指導の改善に向け、県総合教育センターを中心に研究に取り組んでいる。

課題

- 道徳の教科化に向け、効果的な指導方法等、授業改善を普及するとともに、継続的な教員研修を進める必要がある。
- 小学校英語の教科化に対応するとともに、グローバル化に対応し日本や本県の将来を担う人材を育成するため、教員の更なる指導力・専門性の向上に取り組む必要がある。また、ALT等のネイティブ・スピーカーの配置と活用の充実が必要である。
- 新たな教育手法であるプログラミング教育の導入とともに、児童生徒の情報活用能力の育成に対応するため、教員の指導力の向上に加え、教材・機材等の環境整備に対応するための財源の確保が必要である。
- 主体的・対話的で深い学びの導入による児童生徒の思考力等の育成に向け、授業改善の中核を担う教員の育成等が必要である。

提案事項

(3) 大学における教員養成カリキュラムの充実

- ① 豊かな自然体験、社会体験などの活動経験が豊富で、高い倫理性と人間的魅力のある教員を育成するため、大学での教員養成カリキュラムにおいて、人間関係づくりや社会性を高めるための取組を充実させること。
- ② 道徳や小学校英語の教科化に対応できるよう、特別の教科道徳の指導法・評価についての理解を深める取組や小学校教員養成段階での英語力を高める取組についても充実させること。
- ③ 小・中学校の通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒に適切に対応するため、大学教育での教員養成カリキュラムにおける特別支援教育に関する内容の充実を図ること。

(提案の理由)

現状

- 大量退職時代を迎え、多くの教員を新たに採用する中で、社会性が身に付いていない若手の教員が増え、人間関係づくりがうまくできないため、児童生徒や保護者への対応等に苦慮し、メンタル面で課題を抱える教員が多い。
- 大学の教員養成カリキュラムにおいては、教科指導力の向上に比重が置かれており、人間関係づくりや社会性を身に付けるための体験活動などが不足している。
- 特別の教科道徳の指導においては、学校や教員により指導にかなりの差があり、読み物の読解だけで終わる形式的な授業も見られる。
- 英語の免許を所有しない小学校教員の英語力は、個人差が大きく、適度に英語を交えた授業を行うことを苦手とする教員や発音に課題のある教員も存在する。
- 中央教育審議会答申（平成27(2015)年12月21日付け）において、発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導方法について、教職課程において独立した科目として位置づけることなどが示され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（平成28(2016)年12月21日付け）においても、上記の答申を踏まえて教員の養成段階において特別支援教育に関する内容を充実することが必要とされている。

課題

- 教員の資質能力は、採用後の各種研修等の中で向上を図っているところであるが、子どもたちとの人間関係づくりや社会性を高める取組については、大学の教員養成段階においても十分に行う必要がある。
- 道徳の教科化に当たり、指導法の改善や評価に対して不安を抱えている教員も多く、「考え議論する道徳」を進めるための多様な指導法や評価方法について大学の養成段階から理解を深めておく必要がある。
- 今後、小学校教員の英語力の向上を図るための研修を県教委としても充実させる予定であるが、継続的な研修は現職教員にとっては負担も大きく、大学の小学校教員養成段階において、小学校英語に対応できる英語力を身に付けておく必要がある。
- 通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることから、発達障害に関する知識・技能を、教員養成段階で身に付けておくことが求められる。

提案事項

(4) 不登校対策のための総合的な取組の推進

新たな不登校を生まない未然防止の取組の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成や確保、不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実など、不登校の解消のための総合的な対策を検討すること。

(提案の理由)

現状

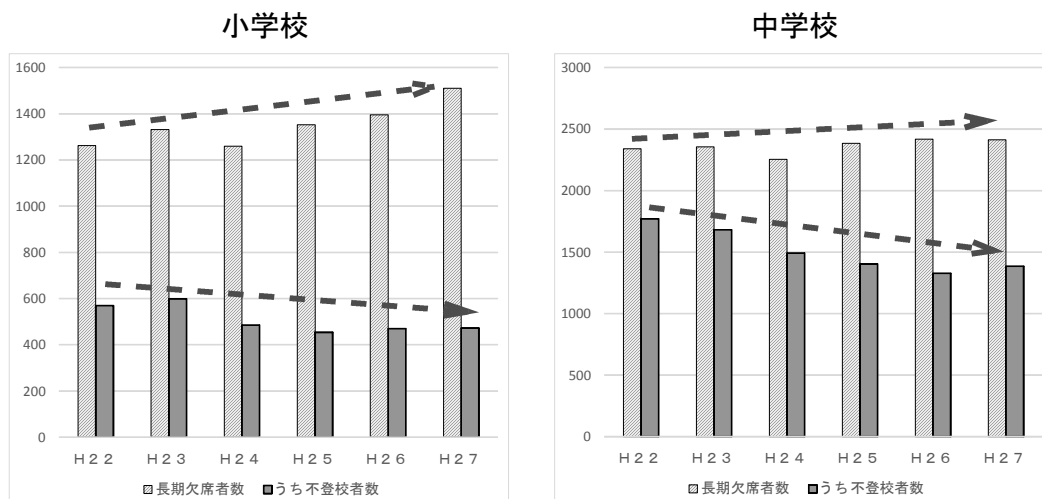
- 児童生徒の問題行動等調査の結果から、本県の長期欠席・不登校児童生徒数は全国と比べ依然厳しい状況であり、長期欠席は増加傾向にある。
- 不登校児童生徒は、ある程度の欠席経験を経ている場合が多く、家庭環境の複雑さや障害特性等が関係している場合もある。こうした課題について、早急な対応が必要である。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保、資質の向上に苦慮している。また、非常勤の雇用であるため生計が不安定であり、希望者が集まりにくい現状がある。
- 「ひきこもり」のうち、3割強が小中学校で不登校を経験している。

※「社会的ひきこもり」に関する相談・援助状況実態調査報告

課題

- 不登校の背景にある家庭の課題や障害特性等に幼少期から対応する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが不足していることから、大学等での養成が必要である。
- 安定したスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの確保に向けた常勤化や有資格化などの検討を進めていく必要がある。
- 不登校対策の中核となる教員の指導力向上のための研修の充実が必要である。

【参考】本県の長期欠席、不登校の状況



提案事項

(5) 特別支援教育の充実

- ① 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。
- ② 平成30年度に高等学校における通級による指導が制度化されることから、教員配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 近年、通常学級において、発達障害等により特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあり、教員の資質向上とともに、特別支援教育支援員の配置の必要性が増している。
- 高等学校における通級による指導の制度化について、学校教育法施行規則が平成28(2016)年12月に改正された。本県では、文部科学省から委託を受けて高等学校における通級指導に関する研究を行っており、本格実施する平成30(2018)年度に向けて導入を検討している。

課題

- 特別な支援が必要な児童生徒への必要な配慮や支援を行うための特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置が十分ではない。
- 高等学校における通級による指導に関して、教員の定数措置や研修の充実、学校の施設整備等の財源の確保が必要である。

【参考】本県の通常学級における発達障害児童生徒等の割合

	平成20年度 (2008)		平成25年度 (2013)		平成26年度 (2014)		平成27年度 (2015)
小学校	6.1%	・・・ →	10.5%	→	11.7%	→	12.6%
中学校	3.8%	・・・ →	7.5%	→	8.7%	→	8.4%
高等学校	1.9%	・・・ →	4.0%	→	3.7%	→	3.9%

提案事項

(6) インターネットに対する依存症への対応

インターネット依存症に対する全国的な状況を把握するため、診断ツールを作成し実態調査を行うとともに、依存状態を診断し、治療する専門の医療機関も少なく、カウンセリングできる人材も限られていることから、対応のための診断マニュアルや治療のガイドラインを整備すること。

(提案の理由)

現状

- 近年、スマートフォン等を所持する児童生徒が増え、ゲームやインターネットに熱中するあまり、家庭学習への影響や、ネット上のいじめ等の陰湿化等、課題が増大しているにもかかわらず、依存状態である子どもの発見が遅れている。
- 平成27(2015)年12月に県内の児童生徒を対象に実施した「スマートフォン等の利用に関する実態調査(抽出)」の結果によると、スマホ、ネット、ゲーム機などの利用のために「日常生活の他の時間が減った」と答えた割合は小学生で2割以上、中学生で約4割、高校生で4割以上であり、いずれも前年度と比べて増加している。
また、減った時間の具体的な内容としては、「睡眠時間」や「学習時間」の割合が多く、スマホ・ゲーム等の利用が日常生活や学習面へ影響を及ぼしているという実態が明らかとなった。

課題

- 情報端末(携帯電話、スマートフォン、タブレットPC等)の普及に伴い、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等に依存するあまり、日常生活や学習面に影響を及ぼしているため、学校や家庭において、スマホ等の使用に関するルールづくりを推奨するとともに、ゲーム等に夢中になり、スマホ等を手放せない児童生徒に対してインターネットへの依存に関する診断や治療を行う必要がある。